

## 令和元年度 柏市立柏第二中学校 いじめ防止基本方針

### (1) 基本理念

学校は全ての生徒が安心して安全に過ごせるところでなければならない。その前提があってこそ生きる力の育成や豊かな心の育成がなされる。

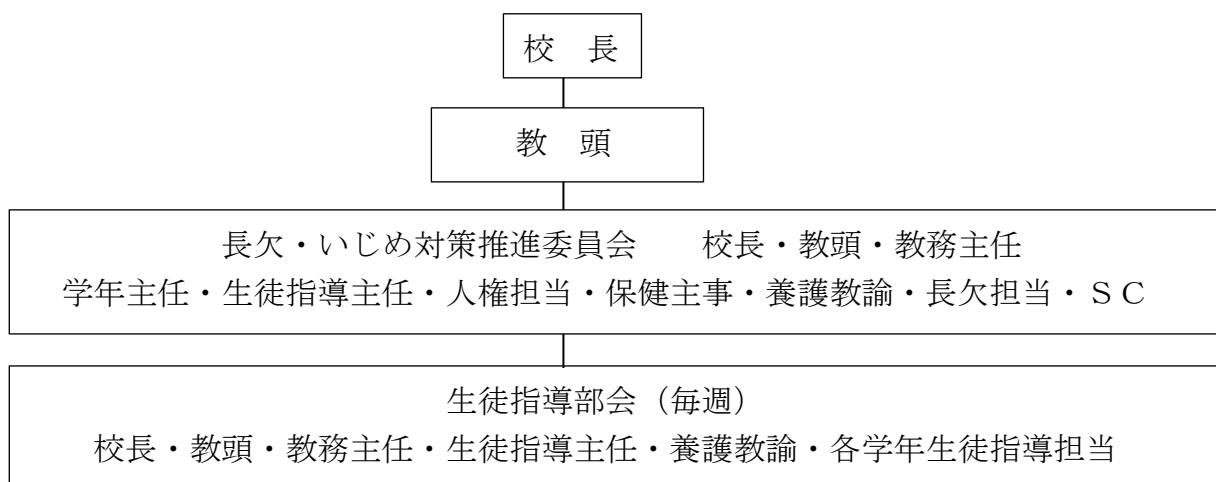
しかし、いじめは人権侵害であり、いじめられた者の将来を大きく変えてしまう危険性のある行為である。そこで、本校では職員が一丸となり、いじめの防止、早期発見、対応にあたるため本方針を策定した。

【いじめの定義】 (いじめ防止対策推進法 第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 組織及び組織図

校長を中心に既存の「長欠・いじめ対策委員会」を中心の組織とするが早期発見、早期対応のために毎週行われている生徒指導部会（金曜日の1校時）で各学年でのいじめ関係の連絡をとりあう。



### (3) いじめの未然防止について

- ・本基本方針のHP掲載等保護者に対してもいじめに対する啓発を図る。

いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務等より）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

上記の9条にもあるように生徒が被害者になる場合も、加害者になる場合もあるので事前に家庭教育でも規範意識を養う指導をしていただく。

- ・本校の目標の一つである挨拶を通して生徒とのコミュニケーション、心の触れ合いを大切にしていく。また、一人ひとりの生徒を大切に扱うことにより生徒の人権意識を醸成していく。
- ・生徒指導主任を中心に生徒指導体制を確立し、密着指導、情報共有、迅速対応を日常化し組織で対応する。
- ・道徳の授業、人権教育を従来通り行い、生徒の規範意識を高めることにより、いじめの未然防止に努める。
- ・教師が範を示し、物事の解決に暴力を使うこと否定する指導、体罰、言葉の暴力等を学校からなくす。
- ・基礎基本を大切にしたらわかる授業の実践により、生徒個々に充実感をあたえる。それと同時に各教師が生徒指導の機能を生かした授業が展開できるようにしていく。
- ・ネットや掲示板等によるいじめの予兆がないかどうか柏市少年補導センターとも連携を密にしていく。

#### (4) いじめの早期発見について

- ・全生徒を対象に月1回のアンケート調査を行い、状況把握に努める。  
また、アンケート項目については適宜内容が生徒の実態に即しているか検討していく。
- ・『生活のあゆみ』『デイリーライフ』等の生活記録ノートでの生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒同士の人間関係やその日あった出来事等についてモニターすることによりいじめの早期発見に努める。
- ・授業中や休み時間の生徒同士の人間関係に留意し声をかけながら『ふざけ』か『いじめ』か見極めていく。
- ・欠席がちな生徒に対しては『電話連絡』や『家庭訪問』により原因にいじめがないかどうか確認する。
- ・年に1度程度『いじめ』や『いじめ対応』に関する研修を行い教師の『いじめ』に対する感度を高める。

#### (5) いじめの相談・通報の体制について

- ・直接担任に相談できる者は担任へまた、全校の相談窓口になっている養護教諭、教頭を含め全職員で相談活動に対応する。
- ・直接、教師等に相談できない生徒に対しては設置してある目安箱等の間接的な方法を使ってSOSを発信する。またそのように通常から学活等で連絡しておく。
- ・掲示してある柏市の『やまびこでんわ』、千葉県人権擁護委員会のポスター(フリーダイヤル付)、児童虐待関係のステッカー(相談ダイヤル付)で外部団体との連絡がとれるように常に配慮する。

- ・また、『いじめ』の通報、連絡等については命に係わる場合のある重大なことで、いわゆる『チクリ』等のレベルの低い話ではないことを日頃の学活等で指導していく。

(6) いじめを認知した場合の対応及び指導について

- ・当該生徒の担任、当該学年の生徒指導担当の教師を中心に事実関係を把握する
- ・事実関係を把握し『いじめ』があると判明した場合は次の1 + 3の対応をしていく。
- ・また、その『いじめ』が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は警察や教育委員会等の関係機関と連携して指導にあたる。

1 + 3について

1 被害生徒及びその保護者への支援

- ・当該生徒については『いじめ』による苦痛を早期に取り除き、早く通常の学校生活に戻れるよう学年、学校全体で支援していく。
- ・被害生徒は自尊心が傷ついている可能性が高いため「あなたは悪くない」ことをきちんと伝えた上で自尊感情を高めるよう留意して話を聴く。
- ・当該生徒の保護者に対しても学校は当該生徒の立場に立って支援していくことを伝え、保護者と共に当該生徒を守っていく。
- ・保護者への支援は電話等でなく直接面会して行うことを基本とする。  
なお、被害生徒の状況等を伝える場合は保護者の心情等にも十分配慮して報告等を行う。

+ 3

① 加害生徒に対する直接指導

- ・加害生徒に対し被害生徒の心身の苦しみ等について理解させる指導を行い、被害生徒に対して二度と同様の行為をしないように指導する。
- ・被害生徒と同じ学級等の場合によっては一時的に別室等へ移動して学習をさせる等の被害者救済の措置も視野に入れて指導にあたる。
- ・また、場合によっては犯罪行為になること等も指導していく。

(刑法第 208 条 暴行、同第 204 条 傷害、同第 233 条 強要、同第 176 条 強制わいせつ、同第 249 条 恐喝、同第 235 条 窃盗、同第 261 条 器物損壊等、同第 222 条 脅迫、同第 230 条 名誉毀損、同第 231 条 侮辱)

② 加害生徒の保護者に対する助言

- ・(3) の保護者の責務に『～いじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導～』とあるように加害生徒が再び『いじめ』を行わないように保護者への助言をしていく。(加害生徒が自分自身のより良い自己実現ができるように)

③ 傍観者への指導

- ・『いじめ』を見ていた(クラス等の)生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、『いじめ』を止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つ

ように伝え指導する。

- ・また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、『いじめ』に加担する行為であることを理解させる。

いずれにせよ、『いじめ』は学級等一定の人間関係の中で起こるものなので、絶対に『しない』『させない』『許さない』というクラスの雰囲気作りは重要である。

#### (7) 重大事態の対応について

重大事態とは…

- ① 『いじめ』により生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 『いじめ』により生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・長欠・いじめ対策推進委員会のメンバーを至急招集する。
  - ・当該学級、学年又は全校生徒から情報収集のための質問票の記入を実施し詳しい状況を把握する。合わせて詳しい情報を持っている生徒からの聞き取りを行う。
  - ・重大事態の事実関係及びその他必要な情報をいじめを受けた生徒及びその保護者に適切に提供する。
  - ・警察等の関係機関と連携を図る。

#### (8) 公表、点検、評価等について

- ・(3) 未然防止にもあるが、本いじめ防止基本方針をHPで公表することで保護者への啓発、協力を仰ぐ。
- ・年度ごとに発生した『いじめ』について分析を行い、次年度以降の『いじめ』対策に生かし『いじめ撲滅』を図る。
- ・学校評価等で保護者からも広く学校での取り組みの評価をいただく。

#### (9) 年間指導計画について

- ・別紙参照